平成31年度 石垣市立白保中学校いじめ防止基本方針

1 目 的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

石垣市立白保中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という)第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「石垣市立白保中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、 取り返しのつかない状況も生み出す行為であることと、子どもが十分に理解できるように行う ことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、国や県、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

石垣市立白保中学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結した体制を確立し、石垣市教育委員会や関係機関とも連携しながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。【いじめ防止対策推進法第2条を基に作成】

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾 やスポーツクラブ等当該生徒がかかわっている仲間や集団 (グループ) など、当該生徒 と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、 いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様について

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネットや SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

4 本校の実態

全体的に先輩や後輩、男女の仲が良く、明るく元気のある生徒が多い。しかし、先輩・後輩の 垣根が低いこともあってか、些細なきっかけからトラブルに発展することがある。また、不登校 への対応も課題となっている。

生徒の自己指導能力の育成や自己肯定感が高まるよう、全職員による生徒理解や指導力向上を図っていく必要がある。

5 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織【別図1】

(1) 生徒支援委員会(いじめ対策委員会を兼ねる)

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、学級担任、特別支援教育コーディネーターからなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、毎週水曜日 2 校時に委員会を 開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

職員会議において、配慮を要する児童生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

6 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表1】

7 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署や児童相談所に通報し、適切に援助を求める。

8 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

ただし、生徒支援委員会において対策が立てられ、早期に解決が図られたものについてはその限りではない。

9 重大事態 【別図2】

〇発生と調査

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法 により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い があると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【いじめ防止対策推進法第28条】

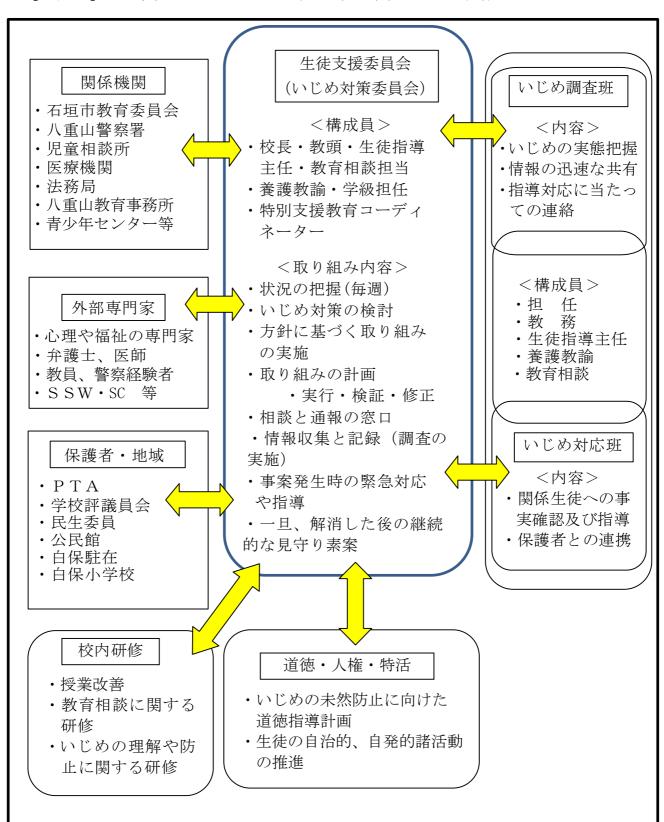
「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- O児童生徒が自殺を企図した場合
- O身体に重大な傷害を負った場合
- O金品等に重大な被害を被った場合
- ○精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、 学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者からいじ められて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果 ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもの として報告・調査等に当たる。

【別図1】 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



【別表1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校の取組

			児童生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組	○携帯やスマホ、インターネット、ゲーム等の 約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人でいる生徒への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック
い早期対応	暴力を 伴う いじめ	いじめら れた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・ 精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止○いじめの原因や背景による根本的解決○関係機関(警察、児童生徒相談所等)との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を 伴わな い いじめ	いじめら れた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子ど もの話をよく聞くことでの事実や心情の把 握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協 カ
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止○いじめの原因や背景の調査による根本的解決○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為が わかり にくい いじめ	いじめら れた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止○いじめの原因や背景の調査による根本的解決○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることとへの理解○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童 生徒		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童生徒の苦しさの理解○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校 や保護者へ通告できるように指導○どんな場合でもいじめる側や傍観者になら ない強い意志を育成

ⅡPTAとの連携

- ○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等)○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙
- ○父親の子育てへの積極的参加を啓発

